（裁定の請求）

第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～四　（略）

五　被保険者又は被保険者であつた者が経過措置政令第四十四条の二第一項各号に掲げる者であるときは、その旨（この場合において、被保険者又は被保険者であつた者が同項各号に規定する年金たる給付の受給権を有するときは、当該年金たる給付の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号を含む。）

六～十二　（略）

2～7　（略）

（申請書等の経由）

第五十五条　（略）

2　第四十一条第一項の申請書は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者を経由して提出しなければならない。

一　（略）

二　令第一条の二第三号ニに掲げる遺族基礎年金に係るものである場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該受給権者の住所地の市町村長

三　（略）

3　第四十九条第一項及び第五十条第一項の申請書は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者を経由して提出しなければならない。

一　令第一条の二第三号ニに掲げる遺族基礎年金に係るものである場合　当該受給権者の住所地の市町村長

二　（略）

4・5　（略）

（経由）

第六十条の九　令第一条の二第三号ホに規定する給付の請求又は同条第四号、第五号若しくは第十号に規定する請求、申請若しくは届出を行うべき市町村は、当該請求者、申請者又は届出人の住所地の市町村とする。

（経由）

第六十二条　令第一条の二第三号ヘに規定する給付の請求を行うべき市町村は、当該請求者の住所地の市町村とする。

（経由）

第六十三条の四　令第一条の二第三号トに規定する給付の請求を行うべき市町村は、当該請求者の住所地の市町村とする。

（裁定の請求の受理、送付等）

第六十四条　市町村長は、令第一条の二第三号から第六号までの規定によつて、請求書、申請書又は届書を受理したときは、必要な審査を行い、これを機構に送付しなければならない。

2～8　（略）

（経由）

第八十一条　令第一条の二第七号、第八号又は第九号に規定する申請、申出又は請求を行うべき市町村は、当該申請者、申出者又は請求者の住所地の市町村とする。

（裁定の請求）

第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～四　（略）

五　被保険者又は被保険者であつた者が経過措置政令第四十四条第一項各号に掲げる者であるときは、その旨（この場合において、被保険者又は被保険者であつた者が同項各号に規定する年金たる給付の受給権を有するときは、当該年金たる給付の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号を含む。）

六～十二　（略）

2～7　（略）

（申請書等の経由）

第五十五条　（略）

2　第四十一条第一項の申請書は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者を経由して提出しなければならない。

一　（略）

二　令第一条の二第四号ニに掲げる遺族基礎年金に係るものである場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該受給権者の住所地の市町村長

三　（略）

3　第四十九条第一項及び第五十条第一項の申請書は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者を経由して提出しなければならない。

一　令第一条の二第四号ニに掲げる遺族基礎年金に係るものである場合　当該受給権者の住所地の市町村長

二　（略）

4・5　（略）

（経由）

第六十条の九　令第一条の二第四号ホに規定する給付の請求又は同条第五号、第六号若しくは第十一号に規定する請求、申請若しくは届出を行うべき市町村は、当該請求者、申請者又は届出人の住所地の市町村とする。

（経由）

第六十二条　令第一条の二第四号ヘに規定する給付の請求を行うべき市町村は、当該請求者の住所地の市町村とする。

（経由）

第六十三条の四　令第一条の二第四号トに規定する給付の請求を行うべき市町村は、当該請求者の住所地の市町村とする。

（裁定の請求の受理、送付等）

第六十四条　市町村長は、令第一条の二第四号から第七号までの規定によつて、請求書、申請書又は届書を受理したときは、必要な審査を行い、これを機構に送付しなければならない。

2～8　（略）

（経由）

第八十一条　令第一条の二第八号、第九号又は第十号に規定する申請、申出又は請求を行うべき市町村は、当該申請者、申出者又は請求者の住所地の市町村とする。